

○苦小牧市企業立地振興条例

昭和59年10月15日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地及び振興に資するため、本市内に事業場を設置する者に対し初期投資の軽減措置及び助成金の交付を行い、もつて地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図り、本市の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業場 工場(植物工場を含む。以下同じ。)、物流施設、再資源化施設、国際物流関連施設、機械修理施設、情報通信関連施設、試験研究施設及び再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (2) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (3) 物流施設 物の流通加工(物の小分け、箱詰め、値札付け等を行うことをいう。)、保管及び情報処理を電子計算機等を用いた総合的なシステムにより行う施設をいう。
- (4) 再資源化施設 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第6項に規定する再資源化を行う施設をいう。
- (5) 国際物流関連施設 関税法(昭和29年法律第61号)第42条第1項の保税蔵置場又は同法第56条第1項の保税工場の許可を受けた建築物をいう。
- (6) 機械修理施設 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)の機械修理業に該当する機械修理を行う施設をいう。
- (7) 情報通信関連施設 他人の需要に応じて電子計算機のプログラムの作成を行うソフトウェア関連施設又はデータセンター施設をいう。
- (8) 試験研究施設 高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設をいう。
- (9) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (10) 植物工場 植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、養液栽培により室内で野菜等の植物を連續的に生産するとともに、省エネルギー又は新エネルギーの設備を導入している施設をいう。
- (11) 新設 市内に事業場を有しない者が市内に事業場を設置することをいう。
- (12) 増設等 市内に事業場を有する者が製造等の能力の増加又は維持を図るため市内に事業場を設置することをいう。
- (13) 固定資産 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産のうち、市長が事業場の事業の用に直接供されると認める資産をいう。

(初期投資の軽減措置)

第3条 市長は、市有地を取得して次の各号に掲げる要件のすべてに該当する事業場の新設又は増設等(既設の事業場の全部又は一部の廃止を伴う増設等を除く。)をしようとする者に対し、初期投資の軽減措置(以下「軽減措置」という。)を行うことができる。

- (1) 事業場の新設又は増設等に係る市有地の取得面積が2,000平方メートル以上で、かつ、当該新設又は増設等に係る固定資産の取得価額が2,000万円以上であること。
 - (2) 事業場の操業が市有地の取得に係る契約締結の日から3年以内に開始されるものであること。
- 2 軽減措置は、前項に規定する事業場の新設又は増設等をしようとする者に有利な条件で市有地を譲渡することにより行う。

(事業場設置助成金)

第4条 市は、次に掲げる要件に該当する事業場で市長が指定したもの(以下「指定事業場」という。)の新設又は増設等をした者に対し、事業場設置助成金を交付する。

- (1) 工場、物流施設、再資源化施設、国際物流関連施設又は機械修理施設(次号及び第5条の2第1項第1号において「工場等」という。)の新設にあつては、取得(土地に係る賃借権等の権原の取

得を含む。以下同じ。)した土地の面積が2,000平方メートル以上で、かつ、当該新設に係る固定資産の取得価額が2,000万円以上であること。

- (2) 工場等の増設等にあつては、当該増設等に係る固定資産のうち、建築物(工場等のうち国際物流関連施設以外のものにあつては、機械又は装置が設置されている建築物)並びに建築物の外に設置されている機械、装置及び構築物の延べ面積で市長において認定したものが300平方メートル以上で、かつ、当該増設等に係る固定資産の取得価額が2,000万円以上であること。
- (3) 情報通信関連施設及び試験研究施設の新設又は増設等にあつては、当該新設又は増設等に係る固定資産の取得価額が2,000万円以上であること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の新設又は増設等にあつては、当該新設又は増設等に係る固定資産の取得価額が5億円以上であること。
- 2 事業場設置助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (1) 事業場の新設の場合で、当該事業場が操業を開始した日における雇用者(常時雇用される者で規則で定めるものに限る。以下同じ。)の数が10人(情報通信関連施設、試験研究施設又は再生可能エネルギー発電設備にあつては、5人)以上であるとき 同日後固定資産税(当該新設に係る固定資産に対して市が課するものに限る。)が最初に課される年度から3年度分の当該固定資産税に相当する額(その額が2億円を超えるときは、2億円)
- (2) 事業場の増設等(既設の事業場の全部又は一部の廃止を伴う増設等を除く。)の場合で、当該増設等に係る事業場が操業を開始した日において当該増設等に伴い新たに採用した雇用者の数が5人以上であるとき 同日後固定資産税(当該増設等に係る固定資産に対して市が課するものに限る。)が最初に課される年度から2年度分の当該固定資産税に相当する額(その額が2億円を超えるときは、2億円)
- (3) 前2号の場合以外の場合 新設又は増設等に係る事業場が操業を開始した日後固定資産税(当該新設又は増設等に係る固定資産に対して市が課するものに限る。)が最初に課される年度から2年度分の当該固定資産税に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)
- 3 既に交付を受け、又は第7条第2項の規定による交付の決定を受けた事業場設置助成金(以下この項において「交付済事業場設置助成金等」という。)がある者(第8条第1項の承継者を含む。)に対する事業場設置助成金の額は、交付済事業場設置助成金等の額と合算して10億円を超えることができない。
- 4 事業場設置助成金は、当該事業場の新設又は増設等に係る固定資産に対し固定資産税が最初に課される年度から3年間において分割して交付する。

(雇用助成金)

第5条 市は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する指定事業場の新設又は増設等をした者に対し、雇用助成金を交付する。

- (1) 事業場の新設又は増設等に係る固定資産の取得価額が2,000万円以上であること。
- (2) 事業場の新設又は増設等に伴い新たに採用した雇用者の数が5人以上であること。
- 2 雇用助成金の額は、当該事業場の新設又は増設等に伴い新たに採用した雇用者の数に30万円を乗じて得た額(その額が1億円を超えるときは、1億円)とする。
- 3 雇用助成金は、当該事業場の操業を開始した日から1年を経過した日の属する年度又はその次の年度において、新たに採用された雇用者の数を確認の上、交付する。

(緑化助成金)

第5条の2 市は、第1号の規定に該当する指定事業場の新設又は増設等をした者で当該指定事業場が操業を開始した日から2年以内に第2号の規定に該当する緑化を行ったものに対し、緑化助成金を交付する。

- (1) 当該新設又は増設等のために取得した土地の面積が、工場等の新設にあつては2,000平方メートル以上、その他にあつては300平方メートル以上であること。
- (2) 前号の土地の面積に対する緑地(規則で定める基準に該当するものに限る。)の面積の割合が10分の1以上となるものであること。
- 2 緑化助成金の額は、前項の緑化に要した費用の10分の3に相当する額(その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円)とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てる。

- 3 緑化助成金は、緑化を完了した日の属する年度(その年度が当該事業場の新設又は増設等に係る第4条第3項に規定する年度前であるときは、当該同項に規定する年度)において交付する。
(指定の申請等)

第6条 第4条第1項に規定する指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、適當であると認めたときは、指定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。
3 市長は、前項の指定を行うときは、必要な条件を付すことができる。
(軽減措置及び助成金の交付の申請等)

第7条 軽減措置又は助成金の交付を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、適當であると認めるときは、軽減措置又は助成金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
(地位の承継)

第8条 前条第2項の規定による軽減措置又は助成金の交付の決定をした日以後において、相続(法人にあつては、合併)又は事業の譲渡により、当該軽減措置又は助成金の交付に係る事業を承継する者(以下「承継者」という。)がある場合には、その承継者に対し、当該軽減措置又は助成金の交付を行うものとする。

- 2 前項の承継者は、遅滞なく、その承継の事実を市長に届け出なければならない。
(指定等の取消し)

第9条 市長は、第6条の規定により指定を受けた事業場又は第7条の規定により軽減措置若しくは助成金の交付の決定を受けた者(承継者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業場の指定又は軽減措置若しくは助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号、第4条第1項、第5条第1項又は第5条の2第1項の要件を欠くに至ったとき。
(2) 第6条第3項の規定により指定に付された条件に違反したとき。
(3) 当該事業場の操業を休止し、又は廃止したとき。
(4) 偽りその他不正の手段により軽減措置又は助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
(5) その他市長において取消しの必要があると認めるとき。
(助成金の返還命令)

第10条 市長は、前条第2号若しくは第4号に該当し、又は助成金の交付の決定に係る事業場の操業の開始の日から3年以内に同条第3号に該当したことにより助成金の交付の決定を取り消された者が既に助成金の交付を受けているときは、その者に対し、当該助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第11条 市長は、第6条の規定により事業場の指定を受けた者又は第7条の規定により軽減措置の決定を受けた者に対し、当該事業場の建設、操業、雇用等の状況について、報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

(適用除外)

第12条 この条例は、苦小牧市中小企業振興条例(平成25年条例第5号)附則第2項の規定による廃止前の苦小牧市中小企業等振興条例(昭和49年条例第5号)第3条又は第5条の規定に基づく助成金の交付を受けた者については、適用しない。

(軽減措置に準じる措置の要請)

第13条 市長は、苦小牧西部工業団地、苦小牧東部大規模工業基地(市の区域内に限る。)その他規則で定めるものの地域に土地を所有する者に対し、この条例による軽減措置に準じる措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 苛小牧市財産条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
3 苛小牧市中小企業等振興条例(昭和49年条例第5号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
- 附 則(昭和63年4月1日条例第8号改正)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苦小牧市企業立地振興条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の指定に係る事業場について適用し、施行日前の指定に係る事業場については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に既に事業場の新設に係る土地(工場の新設に係る土地については、苦小牧西部工業団地、苦小牧東部大規模工業基地(市の区域内に限る。)及び沼ノ端中小企業団地の土地を除く。)が取得されている場合における改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該土地の取得に係る契約締結の日」とあるのは「苦小牧市企業立地振興条例の一部を改正する条例(昭和63年条例第8号)の施行の日」とする。
- 4 施行日前に既に事業場の増設に係る土地(工場の増設に係る土地については、苦小牧西部工業団地、苦小牧東部大規模工業基地(市の区域内に限る。)及び沼ノ端中小企業団地の土地を除く。)が取得されている場合における改正後の条例第4条第2項の規定は、適用しない。
- 附 則(平成元年7月17日条例第18号改正)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の苦小牧市企業立地振興条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中、事業場設置助成金に関する部分は平成元年4月1日(以下「適用日」という。)以後に新設又は増設に係る工事に着手する事業場について適用し、雇用助成金に関する部分は適用日以後に新設又は増設に係る操業を開始する事業場(次項に規定する事業場を除く。)について適用する。
- 3 この条例による改正前の苦小牧市企業立地振興条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第1項に規定する指定(以下「旧指定」という。)を受け、適用日前に新設又は増設に係る工事に着手した事業場については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例の規定の適用を受ける事業場で旧指定を受けているものは、改正後の条例第4条第1項及び第5条第1項に規定する指定を受けたものとみなす。
- 5 昭和63年4月1日前に事業場の新設に係る土地(明野軽工業団地、工業流通関連用地、明野準工業用地、明野北地区用地及び苦小牧西部工業団地西側隣接地域の土地に限る。)が取得されている場合における改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該新設に係る土地の取得の契約締結日」とあるのは、「昭和63年4月1日」とする。
- 6 適用日前に事業場の新設に係る土地(改正前の条例第5条に規定する助成の対象地域の土地を除く。)が取得されている場合における改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該新設に係る土地の取得の契約締結日」とあるのは、「平成元年4月1日」とする。
- 附 則(平成8年10月3日条例第19号改正)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の苦小牧市企業立地振興条例の規定は、平成8年4月1日以後に新設又は増設等に係る工事に着手する事業場について適用し、同日前に新設又は増設等に係る工事に着手した事業場については、なお従前の例による。
- 附 則(平成15年3月31日条例第9号改正)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の苦小牧市企業立地振興条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る初期投資の軽減措置につ

いて適用し、施行日前の申請に係る初期投資の軽減措置については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第4条、第5条の2及び第10条の規定は、施行日以後の指定の申請に係る事業場について適用し、施行日前の指定の申請に係る事業場については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月19日条例第16号改正)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月17日条例第21号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の苫小牧市企業立地振興条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る初期投資の軽減措置について適用し、施行日前の申請に係る初期投資の軽減措置については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後の指定の申請に係る事業場について適用し、施行日前の指定の申請に係る事業場については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月29日条例第28号改正)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第5号改正抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日条例第12号改正)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月11日条例第8号改正)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。